別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
Ｆ１Ｂ Ｆ１Ｄ	［略］	［略］
	16kHz	161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
Ｇ１Ｂ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の３の５に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
Ｇ１Ｄ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備
［略］	［略］	［略］

［第２～第78　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～11　略］

12　生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

［13～70　略］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
Ｆ１Ｂ Ｆ１Ｄ	［同左］	［同左］
	16kHz	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
Ｇ１Ｂ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の３の５に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
［同左］	［同左］	［同左］

［第２～第78　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～11　同左］

12　生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

［13～70　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。